

令和7年12月定例会議案等について

令和7年12月定例会において、次の議案等について、決定されましたので報告いたします。

1 岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

＜改正内容＞

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)の公布、施行に伴い、学童クラブの職員による虐待について、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務、虐待の事実確認、児童の安全確保等が義務化されたことを受け、条例の一部を改正するもの。

＜施行日＞ 公布の日

2 指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定するもの。

施設名称	市立岡谷美術考古館	岡谷市やまびこ 国際スケートセンター
指定管理者とする団体	公益財団法人 おかや文化振興事業団	株式会社やまびこスケートの森
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日(5年間)	令和8年4月1日から 令和11年3月31日(3年間)

3 補正予算について

川岸学園の施設整備において、校舎の一部解体工事を実施予定であり、解体部分に国の「学校施設環境交付金」を活用して整備したトイレが含まれているため、国庫返還金が生じることから、補正を行うもの。

財産処分を行う場所 岡谷市立川岸小学校 教室棟2(西棟)

補正予算額 1,332千円

4 川岸学園整備事業 第二期工事の契約議決について

川岸学園整備事業の第二期工事について、契約議決を経て、12月11日付で工事請負契約を締結。

- ・長寿命化大規模改修(建築主体・電気設備・機械設備)
- ・接続棟施設(建築主体・機械設備)

*接続棟施設の電気設備工事は予定価格1億5,000万円以下のため、議会による議決は不要。

生涯学習課分室のあり方について

1 現状の位置付け

本施設は、旧岡谷高等職業訓練校の建物を平成22年(2010年)から、市内遺跡発掘で出土した土器、石器等の保管場所で使用し、発掘調査で出土した遺物の洗浄作業や整理作業を行い、発掘調査報告書の作成を行っている。老朽化が顕著であり、建設から70年余りが経過し、建物の寿命を迎えることから他の市有地・市所有施設への移転を含め検討し、岡谷市公共施設個別施設計画(以下、「個別施設計画」という。)の第1期計画期間において今後の方向性を決定することとしている。

本年度末において、第1期計画期間が終了することから、令和8年度以降当面の施設のあり方について方向付けをする。

2 施設の現状

- 市内遺跡発掘調査で出土した土器、石器等の保管場所として使用している。
- 発掘調査で出土した遺物の洗浄作業や整理作業等を行い、発掘調査報告書の作成を行っている。
- 研究者等の資料閲覧が行われている。
- 個別施設計画(第1期)において、建設年度を1950年代と推定していたが、その後の「岡谷市史下巻」及び「諏訪の100年」の調査により、1939年の建設と推定されることから、建設から80年余りが経過している。現状、日常の使用に問題はないものの、老朽化への対応が課題となっている。
- 現状では、必要面積を充足する市所有施設が確保できない状況である。

3 今後の方向性

本施設は、文化財保護行政にとって必要不可欠な施設である。しかし、老朽化が顕著であり、建設から80年余りが経過し、建物の寿命を迎えることから、他の公共施設の集約・統廃合に併せて移転を検討し、個別施設計画の第2期計画期間において、今後の方向性を決定することとしたい。

塩嶺野外活動センターのあり方について

1 現状の位置づけ

岡谷市塩嶺野外活動センターは、建築から約 40 年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、岡谷市公共施設個別施設計画において「第 1 期計画期間において今後の方向性を決定していく」施設として位置づけており、令和 8 年度以降当面の施設のあり方について方向付けをする。

2 施設の現状

- 市民が自然に親しみながら野外活動や宿泊体験を通じ、心身の健全な育成を図るための社会教育施設として、市内の多種多様な団体を中心に実施する様々な事業や活動に利用されており、姉妹都市である東伊豆町との夏休み子ども交流事業においても活用するなど、多様な学びの場を提供するうえで、他にはない立地と施設機能を有している。また、市内だけでなく市外からの利用もある。
- 施設の利用状況はピーク時から減少傾向にあり、さらにコロナ禍における感染症への対応から利用者数が大きく落ち込んだものの、令和 5 年度以降においては緩やかな回復傾向にある。
- 建物だけでなく、施設の開設当初から使用している設備も老朽化が進行している。

3 今後の方向性

これまでに必要な改修等を実施しており、当面の間において緊急度の高い改修の必要性は見受けられないため、当該施設が担う利用者ニーズに対する検証や機能分散などの視点を入れ、管理運営を継続していく。施設が一定規模の改修の必要性が生じた場合は、その時点で施設の廃止も含め検討する。